

総第313号  
平成27年2月9日

海津市個人情報保護審査会  
会長 野瀬 徳之 様

海津市長 松 永 清 彦



「個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を利用し、又は提供する場合」及び  
「オンライン結合により外部提供する場合」を定めることについて（諮問）

海津市個人情報保護条例第8条第1項第6号及び第9条第1項第2号の規定によ  
り、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を利用し、又は提供する場合を定めるこ  
とについて、別紙により貴審査会の意見を求めます。

(別 紙)

事務の名称	農地台帳公表事務
担当課	農業委員会事務局
個人の類型	農地所有者、耕作者
個人情報の提供先	全国農業会議所
提供する 個人情報の内容	農地所有者 ・氏名  耕作者 ・氏名
提供する理由	<p>平成 25 年 12 月の農地法の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から農地台帳の一部情報や農地に関する地図を公表するよう義務づけられました。これにより公開対象となっている農地情報は誰でも取得可能になります。公表方法につきましては、農業委員会窓口での書面による閲覧とインターネットによる公表の 2 つになります。</p> <p>インターネットによる公表については、農林水産省が個々の農業委員会で対応するにはシステム改修費用等の経済的負担や人的負担が大きくなると予測し、全国で一元的にインターネット公表するための農地情報公開システム整備事業を措置し、この事業を全国農業会議所が実施することになりました。これにより農業委員会は個人情報を含む農地情報を全国農業会議所に提供する必要が出てきました。</p>

## 農地台帳における公表事務のガイドライン（案）

制定 平成26年10月14日  
全国農業会議所  
改変 平成26年12月12日  
岐阜県農業会議

### 1. 経過

農地台帳については、平成26年4月に施行された改正農地法により、農業委員会が一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳および地図を作成し、公表することとされた。

### ○農地法条文

（農地台帳の作成）

第五十二条の二： 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む）の額
- 四 その他農林水産省令で定める事項

- 2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものとする。
- 3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。
- 4 前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

### 2. 管理項目の変更について

農地台帳の管理項目については、農地法の条文、施行規則、運用通知にて定められている。法定化された農地台帳の整備にあたっては自治事務として取り扱うこととされており、より具体的な記載内容、記載方法、データ出力形式等については、農林水産省より当会議所が明示することとされた。このため、市町村農業委員会における整備事務の混乱の回避、利用にあたっての全国的な統一性の確保、地図情報システムとの整合性を図るため、農林水産省との協議を踏まえ、農地台帳で整備すべき項目については、条文、施行規則、運用通知で

具体的に明示されている項目のレイアウトおよび施行規則101条第8号「その他必要な事項」で位置付けられる項目のレイアウトを会議所が定め、通知した。（平成26年7月2日付け26会議所発第346号「農地台帳の整備項目および台帳システムの改修について」参照）

### 3. 台帳情報の公表事務について

農地台帳情報および地図の公表については、農地法条文、施行規則、運用通知等で定められているが、農地台帳の管理項目と同様に、台帳の整備等は自治事務であり、具体的な公表の手続き等は地方自治法および関連政省令、市町村条例の定めに基づき、市町村自治体が決定することが求められる。その際、全国的な統一性を確保する観点から、市町村条例等の制定における参考となる指針については、全国農業会議所が農業委員会系統組織の検討を踏まえて、農林水産省と協議のうえ定めるものとする。

## ○農地法条文

（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

- 第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 2 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

## ○農地法施行規則

（公表することが適当でない事項等）

- 第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- 一 市街化区域内にある農地 全ての事項
- 二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項
- 2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。
- 二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

○農地法運用通知

第6 農地台帳等の作成及び公表

.....

2 第52条の3の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。

(1) 本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第104条第1項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。

(2) 公表を行うに当たっては、各市町村の判断で、地方自治法に基づく条例を制定し、手数料を求めらるることを妨げるものではないこと。

(1) 農地台帳および地図の公表事項について  
 農地台帳および地図の公表等については、「インターネット等による公表」と「農業委員会の窓口での書面の閲覧」に分類される。

農地台帳の公表事項について

	公表		借借への借借提供 (省令 103)
	インターネット等 (開約書の交付を含む) (省令 104(2)二)	窓口での書面の閲覧 (省令 104(2)一)	
(1) 農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項			
農地の所在、地番、地目及び面積 (法 52-2(1)二)	○	○	
貸借等の種類・存続期間 (法 52-2(1)三)	○	○	
耕作者ごとの整理番号 (省令 101一)	○	○	
近接農地の地番の実態状況 (省令 101三)	○	○	
貸付けに関する所有者の意向 (省令 101四)	○	○	
農地法・都市計画法等の区分区分 (省令 101五)	○	○	
地権が借りている農地かどうか (省令 101七)	○	○	
(2) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、人・農地プランの話し合いの場等で必要な事項			
所有者の氏名・名称 (法 52-2(1)一)	×	○	○
貸借人等の氏名・名称 (法 52-2(1)三)	×	○	○
耕作者の氏名・名称 (省令 101一)	×	○	○
(3) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、借借が借借を行う上で必要な事項			
所有者の住所 (法 52-2(1)一)	×	×	○
貸借人等の住所 (法 52-2(1)三)	×	×	○
借借等の額 (法 52-2(1)三)	×	×	○
権利移転に係る手続の根拠法 (省令 101二)	×	×	○
借借手続の進捗状況 (省令 101六)	×	×	○
その他必要な事項 (省令 101八)	×	×	○

※ 市街化区域内の農地については、市街化を進めるべき地域にあり借借が許可なく行えるものであることから、農地台帳に記載されている全ての事項について、公表対象から除外する(省令 104(1)一)。

※※ 農地の貸借は、引き渡しによって第三者に対抗できるため(農地法第16条)、貸借人の登記は通常行われていない。また、住民基本台帳は個人情報の保護の観点等から閲覧を制限している。

## ○地方自治法条文（抜粋）

.....

### 第三節 収入

.....

#### (手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

#### (分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

## (2) インターネット等による公表

インターネット等による公表は、①インターネットでの公表、②農地台帳記録事項要約書の交付に分類される。

### ①インターネットでの公表

インターネットでの公表については、全国農業会議所が一括して農地情報公開システムを構築し、農地台帳情報のうち、インターネット公表項目（前述「農地台帳の公表事項について」における「公表 インターネット等」に分類された項目）および関連地図の公表を、平成27年4月1日から行うこととしている。これにより、農業委員会による農地台帳情報および地図のインターネットによる公表の義務は満たされる。法律条文を踏まえると台帳および地図の作成・公表主体は農業委員会であることから、実施にあたっては農業委員会と全国農業会議所とで業務委託契約を締結する必要がある。委託ができない場合は、インターネットによる公表を独自に（市町村の費用）行うこととなる。

農業委員会は公表用の農地台帳情報を全国農業会議所に提供するとともに、システム稼働後は、農地台帳の情報の閲覧希望者に対して、

システムについての案内・周知等（サイトアドレスの紹介）に取り組む。

②農地台帳記録事項要約書の交付

農地台帳情報のうちインターネット等で公表する事項の提供（書面での交付）については、法務局における土地登記簿の情報の提供の手続きを参考とする。

○交付手続き

ア) 提供希望者は別紙1（岐阜県農業会議改変版）「農地台帳〔閲覧・記録事項要約書交付〕請求書」に必要事項を記載し、農業委員会窓口へ提出する。

イ) 農業委員会は請求者に別紙3「農地台帳記録事項要約書」を交付する。

※②に関しては農地情報公開システムによりインターネットで公開していれば必ず行う必要はないが、農地台帳情報の閲覧希望者がインターネットの閲覧をすることができない場合等の対応として、希望者の利便性に配慮した取り組みとして農業委員会において対応可能とすることが望ましい。

(3) 農業委員会の窓口での書面の閲覧

農業委員会の窓口での書面の閲覧については、法務局における土地登記簿の情報の閲覧の手続きを参考とする。農業委員会に窓口での書面の閲覧を希望する者が訪れた際の事務手続きは以下の通りとする。

○閲覧手続き

ア) 窓口での書面で閲覧を希望する場合は、別紙1（岐阜県農業会議改変版）「農地台帳〔閲覧・記録事項要約書交付〕請求書」に必要事項を記載し、農業委員会窓口へ提出する。

イ) 請求者に別紙2「閲覧用農地台帳」を提示して、内容を確認してもらう。所有者の氏名・名称（法第52条の2第1項第1号）および賃借人等の氏名・名称（法第施行規則第52条の2第1項第3号）、耕作者の氏名・名称（施行規則第101条の1）、共有者の氏名（運用通知第6の1の（3））は窓口での書面でのみ閲覧可能であり、(2)②における農地台帳記録事項要約書による交付はできない。

※別紙1、別紙2、別紙3の様式はあくまで参考であり、法律で公表することとされている項目が記載されていれば、①複数筆の要約書の形式にすること、②独自の名称にすること、③会長名での文書とすることなどの詳細における取扱いは市町村で決定すること。

農地台帳
関
覧
請求書  
記録事項要約書交付

※太線内をご記入下さい。該当する欄の□にレ印をお願いします。

窓口に来られた方 (請求者)  <input type="checkbox"/> 農地所有者本人 <input type="checkbox"/> 所有者世帯員 <input type="checkbox"/> 農地借受人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他上記以外	住所 例) 岐阜市藪田南〇-〇 ふりがな ぎふ たろう 氏名 例) 岐阜 太郎 連絡先 例) 058-268-〇〇〇〇 使用目的 例) 農地の規模拡大のため
請求する農地の所在・地番	
〇〇市〇〇〇〇	
〇〇市△△△△	
〇〇市□□□□	
※該当する欄の□にレ印をお願いします。  <input type="checkbox"/> 農地台帳の閲覧 <input type="checkbox"/> 記録事項要約書交付	

※ここから下は窓口にて使用しますので、ご記入の必要はありません。

番号	受付・交付年月日
123456	
確認	



## 閲覧用農地台帳

平成〇年〇月〇日  
〇〇〇農業委員会

所在・地番	例) 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇		
地目	例) 畑		
面積	例) 1,000㎡		
地域区分	農振法	例) 農振農用地区域外	
	都市計画法	例) 市街化調整区域	
	生産緑地法	例) 生産緑地	
所有者	氏名・名称	例) 全農 太郎	
	農地に関する意向	例) 農地中間管理機構への貸付を希望	
	共有者氏名・名称	例) 全農 次郎	
耕作者 (賃借者)	氏名・名称	例) 全農 三郎	
	整理番号	例) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
	賃借権等権利設定の内容	権利の種類	例) 賃貸借
		存続期間	例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成△△△△年△△月△△日
農地中間管理	中間管理権	例) 機構が借り手を募集中の農地	
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	例) 遊休農地 (現在耕作されておらず、引き続き耕作見込み無し)
	利用意向調査	調査結果	例) 農地中間管理機構への貸付を希望

※ 各項目は、改修後の農地台帳システムに入力する選択項目を、出力して表記(自由記載ではない)

## 農地台帳記録事項要約書

平成〇年〇月〇日  
〇〇〇農業委員会

所在・地番	例) 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇		
地目	例) 畑		
面積	例) 1.000㎡		
地域区分	農振法	例) 農振農用地区域外	
	都市計画法	例) 市街化調整区域	
	生産緑地法	例) 生産緑地	
所有者	農地に関する意向	例) 農地中間管理機構への貸付を希望	
耕作者 (賃借人)	整理番号	例) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
	賃借権等権利設定の内容	権利の種類	例) 賃貸借
		存続期間	例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成△△△△年△△月△△日
農地中間管理	中間管理権	例) 機構が借り手を募集中の農地	
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	例) 遊休農地 (現在耕作されておらず、引き続き耕作見込み無し)
	利用意向調査	調査結果	例) 農地中間管理機構への貸付を希望

## 農地台帳の公表事項について

	公表		機密への情報提供 (省令 § 103①)
	インターネット等 (省令 § 104②二)	窓口 (省令 § 104②一)	
<b>(1) 農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項</b>			
農地の所在、地番、地目及び面積 (法 § 52-2①二)	○	○	
賃借権等の種類・存続期間 (法 § 52-2①三)	○	○	
耕作者ごとの整理番号 (省令 § 101一)	○	○	
遊休農地の措置の実施状況 (省令 § 101三)	○	○	
貸付けに関する所有者の意向 (省令 § 101四)	○	○	
農振法・都市計画法等の区域区分 (省令 § 101五)	○	○	
組織が借りている農地かどうか (省令 § 101七)	○	○	
<b>(2) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、人・農地プランの話し合いの場等で必要な事項</b>			
所有者の氏名・名称 (法 § 52-2①一)	×	○	○
賃借人等の氏名・名称 (法 § 52-2①三)	×	○	○
耕作者の氏名・名称 (省令 § 101一)	×	○	○
<b>(3) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、組織が業務を行う上で必要な事項</b>			
所有者の住所 (法 § 52-2①一)	×	×	○
賃借人等の住所 (法 § 52-2①三)	×	×	○
借賃等の額 (法 § 52-2①三)	×	×	○
権利移動に係る手続の根拠法 (省令 § 101二)	×	×	○
納税猶予の適用状況 (省令 § 101六)	×	×	○
その他必要事項 (省令 § 101八)	×	×	○

※ 市街化区域内の農地については、市街化を進めるべき地域にあり転用が許可なく行えるものであることから、農地台帳に記録されている全ての事項について、公表対象から除外する(省令 § 104①一)。

※※ 農地の賃借は、引き渡しによって第三者に対抗できるため(農地法第10条)、賃借人の登記は通常行われていない。また、住民基本台帳は個人情報保護の観点等から閲覧を制限している。

